

日本昆虫学会あきつ賞選考細則

1. 日本昆虫学会表彰規程第4条に定める日本昆虫学会あきつ賞の選考は以下の手続きで行う。
2. 当該年度までの会費を納入済みの一般正会員，若手正会員および学生正会員からの推薦を受け付ける。
3. 推薦者は，推薦票（形式任意）と著作権法の遵守にかかわる誓約書を庶務幹事あてに提出する。推薦票には推薦者の氏名と連絡先，ウェブサイトのタイトルとアドレス（URL），ウェブサイト代表者1名の氏名と連絡先を記述し，推薦するウェブサイトの意図やアピールポイントを1000字程度で記載する。著作権法の遵守にかかわる誓約書には，推薦するウェブサイトが著作権法を遵守し，公正な慣行に従って作成されたものである旨を記し，ウェブサイト代表者と推薦者が署名するものとする。ウェブサイト代表者は当該年度までの会費を納入済みの一般正会員，若手正会員，または学生正会員でなければならない。推薦者とウェブサイト代表者は同一でもよい（自薦可）。
4. サイトの見やすさ・英文の有無・教育効果・学術性・有用性・デザイン・厳密さ（リンクの正確さ）・データ量・新規性等を基準として審査を行う。
5. 電子化推進委員会は審議の上，推薦されたウェブサイトから2件以内を評議員会に推薦する。
6. 評議員は電子化推進委員会から推薦された候補の中から1件を投票する。投票数上位のものを受賞候補とする。同票の場合は，学会長に扱いを委ねる。評議員は候補の受賞の賛否について投票を行い，有効票の過半数以上の賛成をもって，これを受賞と決定する。
7. 推薦の受付および評議員による選考の手続きは庶務幹事が行い，大会の申し込み締め切りまでに受賞サイトを決定する。
8. 庶務幹事は評議員の投票結果を学会長と評議員に報告し，授賞の決定をすみやかに推薦者とウェブサイト代表者に通知する。
9. 評議員の投票記録は庶務幹事が2年間保存し，公開をさまたげない。

付則 本細則は2014年9月14日から施行する。

2016年3月26日一部改正。